

建設工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に定める建設工事をいう。以下「工事」という。）の施工において適用する胎内市財務規則（平成 17 年規則第 48 号）別記 1 建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）第 10 条第 3 項に基づく「現場代理人の常駐義務」の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない以下に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

なお、常駐を要しない具体的な期間については、監督員と現場代理人が協議の上、工事打合簿において定めるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 現場が完了し竣工検査までの間など、工事現場において作業が行われていない期間

3 兼務を認める対象工事

以下に掲げる要件をすべて満たす工事を合計で 3 件まで兼務することができる。

- (1) 本市が発注した工事であること
- (2) 兼務しようとする工事の種類が関連性のあるものであること
- (3) 兼務しようとする工事の当初請負金額の合計が 2500 万円未満であること
- (4) 常に工事現場間の連絡が取れる体制にあること

4 兼務の承認

現場代理人兼務の承認にあたっては、工事現場内の管理等の現場代理人として職務の遂行に支障がないと判断されたときに承認するものであり、以下の (1) から (3) により承認までの事務を行う。

- (1) 現場代理人の兼務を希望する事業者は「現場代理人兼務承認申請書」（様式第 1 号）を新たに現場代理人の配置（兼務）をさせようとする工事の契約書提出時に財政課に提出する。

- (2) 市は、現場代理人兼務承認申請書に基づき、上記「3 兼務を認める対象工事」の要件をすべて満たしていることを確認する。なお、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。
- (3) 市は、兼務の可否を「現場代理人兼務承認（不承認）通知書」（様式第2号）により事業者へ通知する。この通知は、申請書を受理した日の翌日から起算して7日以内に行うものとする。

5 常駐義務緩和中の注意事項

以下に掲げる事項を遵守すること。なお、不備が認められたときは、現場代理人兼務の承認を取り消す場合がある。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 兼務期間中は、兼務を承認したいずれかの工事現場に常駐していること
- (3) 現場代理人が他の工事現場にて職務に従事している間、不在となる工事現場においては、連絡体制の整備を確実にを行うとともに、各現場の施工管理・安全管理等について、万全を期すこと
- (4) 本要領を適用する工事においても、約款第10条第4項の規定により、現場代理人と主任技術者等を兼ねることは可能である。ただし、主任技術者等は建設業法の規定により「専任義務」が課せられる場合があるので、現場代理人が主任技術者等を兼ねる場合は、建設業法違反とならないよう注意すること。

6 その他

- (1) 増額の変更契約に伴う取扱い

増額の変更契約により請負金額の合計が2500万円以上になった場合でも、そのことを理由とした兼務の取消しは行わない。

- (2) 適用開始

本要領の適用開始日は、平成25年1月1日とする。